

金融税制・番号制度研究会

社会保障・税番号(マイナンバー)
制度の民間活用の拡充に向けて

2015 年 11 月

まえがき

番号制度については、本年10月より個人番号および法人番号の通知が始まり、来年1月からその利用が開始される。当研究会では、必ずしもその全貌が国民に十分理解されていない番号制度について、効率的な社会、公平な社会、効果的な政策というコンセプトに分けて論点を整理し、その具体的な提言を行ってきた。

金融所得一体課税と社会保障・税番号制度の導入に関する我々の研究と提言は、今回で9年目(9回目)となる。2007年以降ほぼ毎月1回のペースで例会を開催し、金融所得一体課税の分野と番号制度を中心にさまざまな提言を行ってきたが、それぞれに大きな進展が見られ、報告書が少なからぬ貢献をしたのではないかと自負している。

今回は、番号制度に関する官民連携のあり方についての提言を行っていることが特色である。とりわけ、「効果的な政策を実現するための番号制度の制度設計とユースケース」として、e-Taxの簡素化と日本型記入済み申告制度、金融所得一体課税の推進と番号制度の活用、日本版IRAの実現、ワーキングプア対策などの給付付き税額控除への活用を具体例として取り上げ、考え方を述べている。

金融所得一体課税については、配当および公社債利子の一体化が実現し、残るは預金利子所得だけとなった。今後は、2009 年来当研究会の報告書で具体案を提示してきた、複数の金融機関にまたがる所得について、特定口座間の損益通算を確実かつ効率的に行える仕組みについての議論が進んでいくであろう。その実現の為には、後述するマイナポータルの活用が重要なカギであり、その具体案について報告書は踏み込んだ提言を行っている。

また、本年9月の「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、預貯金口座への付番が預金者への義務付けは行わずに行われることとなった。今後社会保障効率化などにも金融資産情報が活用されていくであろう。

加えて、2009年の報告書で具体的に提言した、自助努力の老後資産形成を支援する税制・年金制度である「日本版IRA」も、種々のメディアや有識者に取り上げられ始めている。背景には、公的年金制度やAIJ問題に端を発する企業年金基金の行き詰まりがあり、さらには1,700兆円の個人金融資産を有効に活用しようという経済戦略がある。NISAの拡充によるアプローチと、個人型401kの発展という2つのアプローチが考えられるが、社会保障の効率化が急務となる中で、自助努力を国家が支援することの意義は大きい。

本報告書の議論には、これまでと同様、学界、法曹界、シンクタンク、経済界の方々

だけでなく、証券・銀行両業界の方々、システムの専門家が参加しており、報告書内容は、実務を踏まえたものとなっているので、ぜひご一読いただきたい。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた、株式会社NTTデータ経営研究所の小笠原泰さん、稲葉由貴子さん、小池瑠奈さん、馬場康郎さん、には、本研究会の事務局としていろいろとりまとめを行っていただいた。厚く御礼申し上げます。

2015年11月

金融税制・番号制度研究会 座長 中央大学法科大学院教授

森信茂樹

金融税制・番号制度研究会について

当研究会は、森信茂樹中央大学法科大学院教授を座長として、金融所得一体課税、日本版 IRA、社会保障・税番号制度の実現に向けた提言を行うことを目的とした研究会で 2006 年 9 月に設立された。

参加委員は、銀行・証券などの金融機関、法曹、税法学者、経済団体、シンクタンク、情報システム専門家などの有識者で構成され、行政のオブザーバーも参加している。税理論の観点だけでなく、制度を導入・運用するための実務的な検討を行う点が特徴である。

2006 年 9 月より金融税制一体課税の実現に向けた検討を行うことを目的に、「金融税制研究会」として活動を開始し、2010 年 1 月より、名称を「金融税制・番号制度研究会」に改称し、現在に至っている。

研究会の活動について

2006 年の活動開始以来、2015 年 11 月現在に至るまで、計 67 回の会合を開催し下記の通り、毎年報告書を公表してきた。

- ・ 「金融所得一体課税—その位置づけと導入にあたっての課題」 (2007 年 10 月)
- ・ 「金融所得一体課税～個人金融資産 1,500 兆円の活用に向けて～」 (2008 年 10 月)
- ・ 「金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案」 (2009 年 10 月)
- ・ 「社会保障・税の共通番号制度の導入と民間利用のあり方」 (2010 年 11 月)
- ・ 「社会保障・税番号の導入と今後の課題」 (2011 年 11 月)
- ・ 「金融所得一体課税とマイナンバー制度の推進」 (2012 年 11 月)
- ・ 「社会保障・税番号制度の活用と官民連携のあり方」 (2013 年 11 月)
- ・ 「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用に向けた取組み」 (2014 年 11 月)

これらの報告書については、ジャパン・タックス・インスティテュートホームページ (<http://www.japantax.jp>) や、金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/siryou/20100611.html>) で閲覧が可能である。また、2010 年 8 月に、『金融所得一体課税の推進と日本版 IRA の提案』（社団法人金融財政事情研究会）を出版した。

なお、研究会が取りまとめた本報告書は、研究会としてのものであり、金融税制・番号制度研究会のメンバーが所属する企業・団体としての意見を表明したものではない。

社会保障・税番号(マイナンバー) 制度の民間活用の拡充に向けて

目 次

1	社会保障・税番号制度についての考え方.....	2
2	効率的な社会を実現するための番号制度の民間利活用	4
2.1	番号制度の民間利活用の議論のあり方	4
2.2	個人番号	4
2.3	法人番号	5
2.4	個人番号カード(マイナンバーカード)	5
2.5	マイナポータル	6
3	公平な社会を実現するための正確な所得、資産、受給状況の把握	9
3.1	法定調書の拡充	9
3.2	預貯金口座への付番.....	9
3.3	医療情報への付番	10
3.4	社会保障制度の改革.....	11
4	効果的な政策を実現するための番号制度の制度設計とユースケース	12
4.1	日本型記入済み申告制度と e-Tax の簡素化	12
4.2	金融所得一体課税の推進と番号制度の活用	13
4.3	日本版 IRA の実現	16
4.4	給付付き税額控除(勤労税額控除)の実現	18
5	金融税制・番号制度研究会メンバー.....	19
6	研究会の開催内容	20
7	引用・転載について	21

社会保障・税番号制度についての考え方

当研究会では、社会保障・税番号制度（以下、番号制度という）が、効率的な社会、公平な社会、効果的な政策の3つを実現するために不可欠な社会基盤（インフラ）であると認識し、これをどのように国民利便の視点から活用していくかという観点から、さまざまな政策の提言を行ってきた。

2013年5月24日、参議院本会議において、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）」が可決・成立し、同月31日に公布された。本年10月に個人番号の通知カードの本人への配布、法人番号の通知書の送付および公表が始まったが、2016年1月からは社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において行政分野での番号の利用が開始されるのと並行して、個人番号カードの交付も受けられるようになる。2017年1月には、個人番号カードを利用したマイナポータルへのアクセスも可能になり、行政機関が保有する自分に関する情報の確認が可能になるほか、確定申告等を行う際に必要な情報を電子的に受け取ることができるようになる予定である。

本年9月には「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正番号法」という）が成立、公布され、預貯金口座への付番、特定健診・保健指導や予防接種に関する事務等、金融・医療等分野等において利用範囲が拡充されることとなった。今後は、医療機関窓口における医療保険資格のオンライン確認や戸籍事務等への拡大も検討が進められている。

番号制度は、改訂された『世界最先端 IT 国家創造宣言』（平成27年6月30日閣議決定）においても、

- ① IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- ② IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- ③ IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
- ④ IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

の目指すべき4つの柱の実現に資するIT利活用基盤を構成する制度として掲げられており、国民が真にメリットを感じられる制度となることが大前提である。

番号制度の導入により行政事務の効率化等の効果が期待されるが、民間にとっては導

入による多大な投資／費用が負担となる。本報告では、番号制度導入に係る投資／費用に見合う効果を、国民（納税者）や民間（事業者）が享受できるようにすべきとの観点から、以下の検討課題に対して具体的な提言を行う。

- (1) 効率的な社会を実現するための番号制度の民間利活用
- (2) 公平な社会を実現するための正確な所得、資産、受給状況等の把握
- (3) 効果的な政策を実現するための番号制度の制度設計とユースケース

番号制度が、「世界最先端の IT 国家」における真の IT 利活用基盤として機能するためにも、国、地方だけでなく民間の積極的な利活用を図ることが重要である。

1 効率的な社会を実現するための番号制度の民間利活用

1.1 番号制度の民間利活用の議論のあり方

番号制度は、個人番号（マイナンバー）、法人番号、個人番号カード、マイナポータル等、それぞれ内容の異なるインフラから成り立っている。個人情報保護の要請等、それぞれのインフラの特徴を踏まえ、どの分野の議論であるかを明確に意識して民間利活用のあり方を議論することが必要である。

個人番号（マイナンバー）は、本年9月の改正番号法により、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野に加え、金融・保健等の分野においても一部利用が可能になるなど、利用範囲が拡大された。

表 1 番号制度の各種インフラと民間利活用

インフラ		用途	現行法における 民間利活用の可能性	3年後見直しの対象
マイナンバー		名寄せ・突合	認められない （番号法改正が必要）	・利用範囲拡大 （戸籍・旅券・預貯金・医療・ 自動車登録については、先 行して検討している）
法人番号		名寄せ・突合	法的制約なし	—
個人 番号 カード	表面 （基本4情報、顔写真、 マイナンバー）	対面での本人確認	法的制約なし	—
	公的個人認証サービス （利用者証明用電子証明書）	非対面での本人認証	総務大臣認定のもと、民 間でも利用可能となる	—
	公的個人認証サービス （署名用電子証明書）	非対面での本人認証、 文書の改竄防止	総務大臣認定のもと、民 間でも利用可能となる	—
		基本4情報の確認	総務大臣認定のもと、民 間でも利用可能となる	—
マイナポータル		行政機関に関わる自己情報 の入手、お知らせ・通知確認 民間サービスとの連携	法的制約なし	—

1.2 個人番号

個人番号（マイナンバー）は、複数の機関で管理している個人に関する情報を一意に結びつける番号であり、特定個人情報として適正な取り扱いが求められている。金融・保健等分野等の事務の一部において、個人番号（マイナンバー）の利用が可能とされたが、個人情報保護等の観点から利用できる事務の種類が番号法で制限され、当該事務処

理に必要な限度においてのみ利用することができるとされている。

一方で、『世界最先端 IT 国家創造宣言』では、「マイナンバーなどの IT 利活用基盤を積極的に活用し、国民が実感できる『真の豊かさ』を実現することに重点を置く」ことを宣言している。今後、データの活用とプライバシー保護のバランスが見直され、利活用ルールの要件が緩和される可能性もあるが、営利目的での民間利用については、プライバシーへの配慮等から慎重な対応が必要である。

1.3 法人番号

法人番号は、一法人に対しひとつ指定される番号である。法人ポータルで公開され、利用範囲に制限はなく、民間による自由な利用が可能とされている。法人番号をキーに取引先等の商号や所在地等について常に最新情報の把握が可能になるほか、複数組織やグループ内等の異なる企業間、統合・合併時等に、既存の管理体系に関わらず名寄せや情報連携が容易になると考えられる。法人番号については、顧客管理の高度化等、各社が独自の裁量で活用を拡大していくことが期待される。

1.4 個人番号カード(マイナンバーカード)

個人番号カード（マイナンバーカード）は、交付申請により 2016 年 1 月以降受けることができるカードである。表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本 4 情報）と顔写真、裏面に個人番号（マイナンバー）が記載され、1 枚で番号確認（番号の真正性の確認）と身元確認（番号の提供者が本人であることの確認）が可能である。IC チップには、券面記載事項、公的電子証明書等が格納されるほか、空き容量は市町村等が独自アプリを搭載することができるとされている。民間事業者は、公的電子証明書による公的個人認証、および IC チップの空き容量を活用することが可能である。

個人番号カードの幅広い利用につなげるため、図書館カード、証明書のコンビニ交付などの住民サービスでの利用に加え、民間企業の社員証、キャッシュカードやクレジットカード、健康保険証等への活用が検討されている。さらに、国家資格やポイントカード、電子マネー等、証明書やカード類の機能を一体化することにより、個人番号カードの普及、利活用を促進させようとする考え方もある。一方、重要な情報を格納する IC チップを気軽に読み書きすることに対する懸念もあり、多用途化が実際に進むかどうかについては現時点では、明らかではない。

一方、公的個人認証サービスについては、金融機関のオンライン口座開設やネット取引、オンラインショッピング等での利用が想定されている。電子証明書の有効性を確認することにより、本人確認を迅速かつ簡便に行うことができるだけでなく、住所変更等も把握できるようになり、利便性が向上する。そのため、オンラインだけでなく窓口等対面でも公的個人認証サービスが利用されるようになる可能性もある。利用の拡大が見込めるようであれば、1件当たりの手数料の見直し等につながることも考えられる。

電子証明書機能をスマートフォンのSIMに格納し、サブカード化することについては、常時携帯されることに加え、個人番号カード（マスターカード）との使い分けが可能になることから、民間での利用促進に寄与することが期待される。

1.5 マイナポータル

マイナポータルは、行政機関が保有する特定個人情報や行政からのおしらせ情報、行政機関による特定個人情報のやりとりについての確認に加え、民間金融機関等から確定申告に必要な情報等を受け取るための電子私書箱機能、税金や社会保険料の電子的納付のための電子決済機能等の具備が検討されている。2017年1月から利用が開始される予定であり、利用するには個人番号カードが必要である。

マイナポータルについても原則民間利用に関する制限はなく、民間企業による電子私書箱への情報通知やマイナポータルの認証機能の活用、マイナポータルに集まる情報を利用した民間サービスの提供等が検討されている。例えば、給与所得の源泉徴収票、生命保険会社の生命保険料控除証明書、証券会社等の特定口座年間取引報告書等、確定申告に必要な各種書類の電子私書箱への電子的な送付が想定されている。最終的には、現行の国税電子申告・納税システム（以下、「e-Tax」という）で添付省略が認められているすべての書類について、マイナポータルへの送付が実現することが国民の利便性向上につながるので、確定申告から電子納税までの官民のシームレスな連携を早期に実現すべきである。

また、マイナポータルに所得証明書の送付を受け、金融機関でのローン手続きに使用したり、マイナポータルに所得や金融機関の残高情報等を集約し、民間のファイナンシャルプランナーによるライフプラン策定等に利用することなども検討されている。民間事業者がマイナポータルから情報を取得するためには、本人の同意とともにマイナポータルを起点（ID提供者）とした認証連携の仕組みが必要である。認証連携が実効性を伴うためには、マイナポータルから連携するサービス提供者の信頼性が担保されることが不

可欠であるので、国民の信頼に足る枠組みの構築を期待したい。

表 2 マイナポータルと国税添付資料

項目等	添付すべき書類	マイナポータル	現行e-Tax
住宅借入金等特別控除等	住民票の写し	不要	
雑・公的年金等	公的年金等の源泉徴収票		添付省略
社会保険料控除	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書	情報提供等記録開示システム	添付省略
医療費控除	医療費の領収書等(通知書)		添付省略
小規模企業共済等掛金控除	掛金額証明書(小規模企業共済・心身障害者不要共済)		添付省略
給与	掛金額証明書(個人型確定拠出年金)	電子私書箱	添付省略
退職	給与所得の源泉徴収票		添付省略
配当	退職所得の源泉徴収票		添付省略
生命保険料控除	特定口座年間取引報告書、配当等とみなす金額に関する支払通知書等		添付省略
地震保険料控除	生命保険料控除証明書		添付省略
寄付金控除	地震保険料控除証明書		添付省略
住宅借入金等特別控除等	寄附金の受領証		添付省略
勤労学生控除	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書		添付省略(2年目以降)
雑損控除	勤労学生控除証明書<在学証明書>		添付省略
住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除等	雑損控除証明書<罹災証明書、領収書>		添付省略
特定増改築等住宅借入金等特別控除等	家屋の登記事項証明書、工事請負契約書の写し、売買契約書の写し等	-	
外国税額控除	介護保険被保険者証の写し、補助金等の額を証する書類	-	
	外国所得税課税証明書	-	添付省略

注) 現行 e-Tax で申告書への添付を省略できる書面等は、平成 23 年国税庁告示第 36 号による
マイナポータルへの電子送付の可否および送付先は、見込みも含む

(金融税制・番号制度研究会作成)

2 公平な社会を実現するための正確な所得、資産、受給状況の把握

2.1 法定調書の拡充

原則として変更されることがない個人番号（マイナンバー）の導入により、税務当局による個人の所得情報等の収集・名寄せが容易になることから、より正確かつ効率的な所得等の把握が実現し、公平な社会保障制度の基盤になることが期待される。

しかし、税務当局は必ずしもすべての所得等について把握しているわけではないため、番号制度導入後も収集・名寄せされない所得等が残る。したがって、公平な社会の実現には、税務当局に提出される資料情報の範囲を拡大する必要がある。

欧米諸国においては個人の預金利子所得も法定調書の作成対象であるが、日本では、個人預貯金利子所得については源泉分離課税が行われているため、資料情報制度の対象とされていない。今後金融所得の正確な把握のために、預貯金利子所得を法定調書の対象とする検討が始まる可能性もある。また、金融所得一体課税（利子所得と株式等譲渡損の損益通算）の観点からは、預貯金利子所得を申告分離課税に変更することが必要になり、この観点から利子所得への付番が進む可能性もある。

2.2 預貯金口座への付番

改正番号法により、2018 年より預貯金口座へ任意で個人番号が付番されることとなった。預貯金口座への付番が進めば社会保障の資力調査や税務調査において複数の金融機関をまたがった残高の把握が容易になり、調査の実効性が高まることが期待される。また、金融機関破綻時等に預金保険機構によるペイオフのための残高把握も効率化すると期待される。

預貯金口座への付番は、新規に開設される口座から徐々に進むと見込まれる。口座付番を促進する観点から、社会保障の受取や税金の還付等に使用される口座、さらには公務員の給与について、番号が付番された口座に振り込むことも考えられる。もっとも、複数の口座を保有する個人も多いため、付番が一部に限定される可能性は高い。社会保障の効率化や適正・公平な税務執行等のためには、より多くの預貯金口座に個人番号が付番されることが望ましいが、顧客側には個人番号の告知義務が課されないことや、既存口座については金融機関側から連絡を取ることが困難な顧客も存在することから、義務化も含め、預貯金口座への付番を促進するための措置（インセンティブ・ディスイン

センティブ)を検討していく必要がある。

2.3 医療情報への付番

医療等分野においては、ひとりの患者の情報が複数の医療機関に散在することから、医師が患者の状態を正確に把握することが困難であるだけでなく、重複検査、重複投薬等が、患者本人にとっても社会にとっても大きな負担となっている。そのため、患者と情報を結びつける「番号」の必要性が認識されているが、医療費支払い情報、レセプトデータ、カルテ等、情報の性質により機微性が異なるため、個人番号の付番については、利便性の向上と個人情報保護の要請の双方から慎重な検討が求められている。

医療費支払い情報は、診療情報等の機微情報が含まれない一方、個人番号の付番が所得税の医療費控除等に係る利便性向上につながる。保険診療分については、医療機関が発行する領収書に代え、健康保険組合等が交付する医療費通知を証憑としてマイナポータルに送付することが検討されており、e-Tax を利用した確定申告の簡素化が期待される。しかし、保険外診療等については従来通り領収書の保存が必要となるため、医療機関から直接マイナポータルに医療費支払い情報を送付する仕組みを検討すべきである。

医療情報は機微性が高いため、医療機関は、個人番号ではなくマイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野固有の番号（医療等 ID）を使用することが検討されている。レセプトデータへの統一番号の付番は、重複受診・重複検査・重複投薬の抑制、社会保障の効率化につながる可能性があるが、医療等 ID は対象者が希望者のみに限定され、かつ、漏えい時の対策として他の情報と容易に結び付けられないように複数管理がなされるため、効果は限定的であると想定される。重複受診抑制の面からも、確定申告の簡素化の面からも、プライバシーに配慮しつつ、医療等 ID を個人番号に統合することが必要であると考えられる。

なお、自治体等が保有する健康診断の結果や予防接種台帳、母子健康手帳などのヘルスケア関連情報については、条例の制定により個人番号と紐づけ、たとえばマイナポータルへ予防接種のおしらせを通知することなどが可能になるとされている。

2.4 社会保障制度の改革

預貯金口座・医療情報への個人番号の付番が実現することで、社会保障費の給付および負担に係る公平性の確保、給付の効率化が期待される。

預貯金口座への個人番号の付番により、番号制度開始当初から個人番号告知の対象である証券、保険等と合わせ、金融資産の保有状況の把握が可能となる。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（骨太方針）では、社会保障制度の持続可能性を中長期的に高め、負担能力に応じた公平な負担を求める観点から、「医療保険、介護保険ともに、マイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する」としている。社会保障の負担や給付の要否を決定する際に、所得だけでなく資産情報も活用できるようになると、より公平な社会保障制度が実現する。土地、家屋等の固定資産への付番も検討されており、将来的には個人の資産も含めた能力に応じた負担が実現する可能性もある。

なお諸外国では社会保障給付の際に、資産残高の代替として、利子所得等の資産性所得を勘案する国もある。

3 効果的な政策を実現するための番号制度の制度設計とユースケース

3.1 日本型記入済み申告制度と e-Tax の簡素化

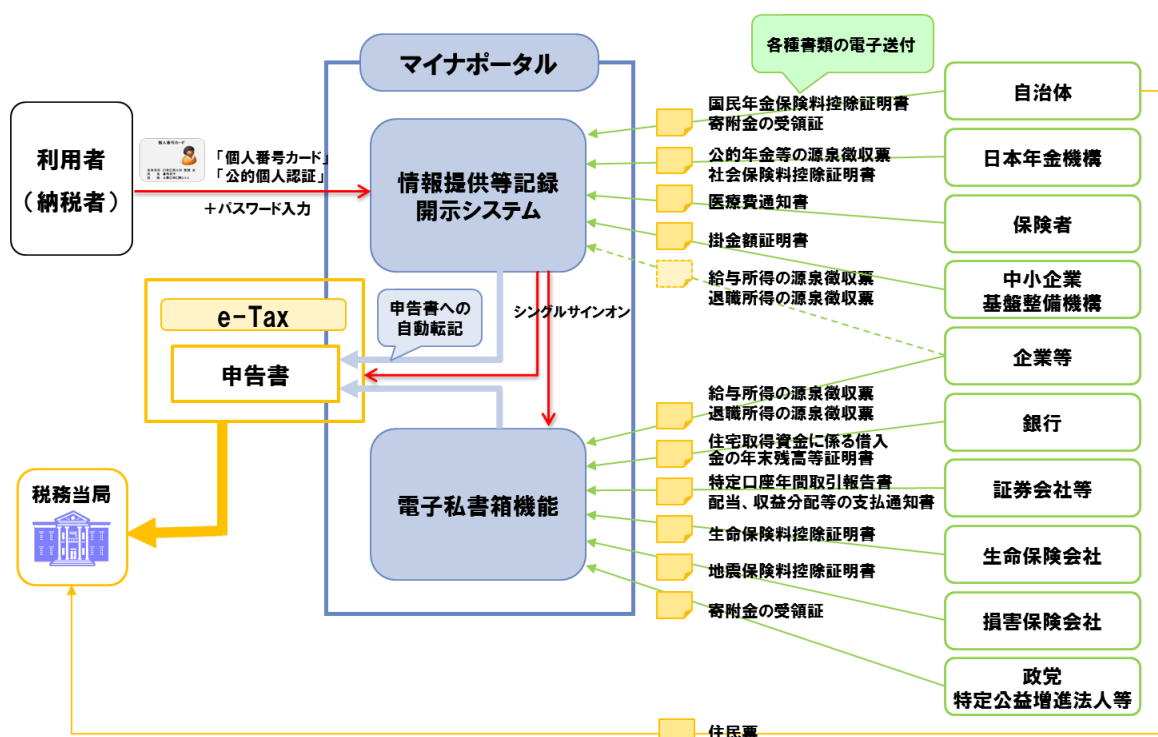
2016 年 1 月からマイナンバーの利用が始まると、税務当局が個人の所得情報等を、効率的かつ、より正確に収集・名寄せすることが可能になる。当研究会は、以前から「記入済み申告」制度の導入を提言してきた。記入済み申告とは、雇用主や金融機関等の第三者機関から提出された情報（源泉徴収票や支払調書等の資料情報）に基づいて、税務当局が納税者の所得金額や控除金額、税額を申告書に事前に記入した上で納税者に提示し、納税者が内容を確認・修正することにより、申告が終了する仕組みで、北欧諸国をはじめ諸外国で広く普及している簡便な納税制度である。

記入済み申告を導入することにより、税務当局の事務負担が軽減されると同時に納税者も簡易に申告を終えることが可能となることから、給与所得者の自主申告制度の導入に向けた道を開くことにもなる。給与所得者の自主申告制度は、納税者の税に対する理解、関心を高めると同時に、不公平税制の是正につながることを期待される。

一方、記入済み申告制度の実現のためには、税務当局において準備のために相当な時間を要することが想定される。それまでの間、番号制度を用いて確定申告に係る納税者の利便性向上を図る工夫をすることが求められる。現在、年金支給額や社会保険料の納付額、生命保険等の保険料控除証明、医療費支払情報などをマイナポータルで受け取れるようにし、e-Tax 等の確定申告の補助として活用する方法が考えられている。e-Tax アプリによる申告書への自動転記が実現されれば、記入済み申告制度に準じた簡易な申告が可能になる（日本型記入済み申告制度）ため、これを推進していくべきである。

また 2017 年 1 月から、e-Tax により申告等を行う際に、携帯電話およびスマートフォンの契約情報、および音声通信認証を利用した、公的電子証明書を必要としない認証方式が導入される。これまで個人の e-Tax の利用が進まない要因のひとつとして、公的個人認証（住民基本台帳カードと IC カードリーダライタ）の普及が進まないことが挙げられ、当研究会でも納税者の利便性向上を提言してきたが、それが実現することとなる。

図 1 マイナポータルを利用した納税者利便性向上イメージ



* 電子送付される書類および送付先は、見込みを含む

3.2 金融所得一体課税の推進と番号制度の活用

当研究会は、設立当初から金融所得一体課税の実現及びその具体的な実現方法を提言してきた。

2016 年 1 月より金融所得一体課税の範囲が公社債等の利子所得にまで拡大される。今後、金融所得一体課税の範囲として、預貯金の利子やデリバティブを含めることについても検討課題となっている。

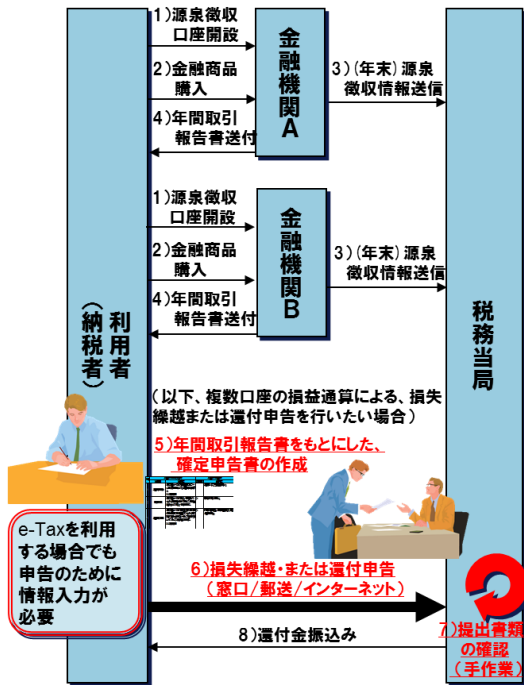
公社債等の利子所得が金融所得一体課税の範囲に含まれるようになると、複数の金融機関に特定口座を保有する者が増加することが想定される。特定口座（源泉徴収口座）は基本的には申告不要であるが、年間を通して損失が発生した場合には、税務申告を行わなければ他の金融機関の特定口座や一般口座との損益通算や損失繰越を行うことができず、申告不要の利便性が失われる。当研究会では、特定口座に登録されるマイナンバーを利用して税務当局が金融所得の損益通算を行い、その結果を利用者が参照し、申告手続を行う「金融所得確認システム」を以前から提案してきた。全納税者が公平・公正に

利便性を享受するためには税務当局による対応が望ましいが、代替案として、各金融機関が特定口座年間取引報告書を税務当局と同時に電子私書箱に送付し、e-Tax のアプリで損益通算を自動的に行い、損失繰越や還付請求を簡便に行う方法を提言したい。

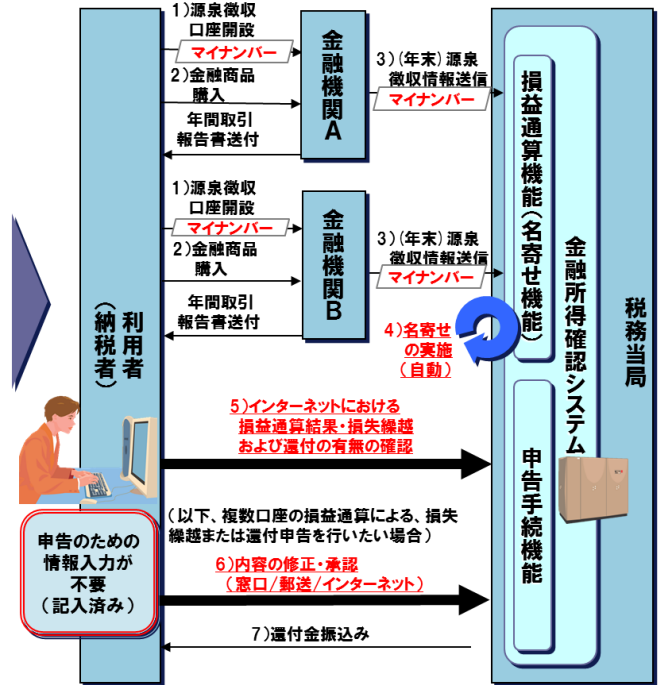
税務当局への申告が不要な特定口座の利便性を確保することは極めて重要である。複数の金融機関に特定口座を持つ者についても、近いレベルの利便性を実現することが可能となる仕組みの早急な検討を提言する。

図 2 金融所得確認システムのイメージ

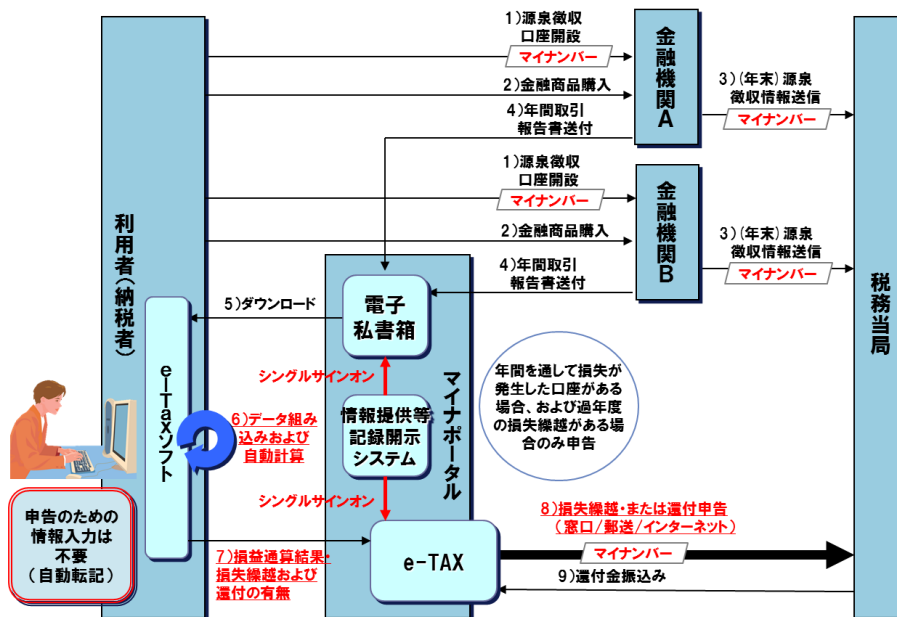
金融所得確認システムを導入しない場合



金融所得確認システムを導入する場合 (望ましいケース)



マイナポータルに年間取引報告書を送付し簡易に申告する場合 (代替案)



【凡例】下線：案により異なる部分

(出典：金融税制・番号制度研究会作成)

3.3 日本版 IRA の実現

平成 27 年度税制改正により、少額投資非課税制度（以下、NISA（ニーサ）という）については、未成年者専用の NISA 口座であるジュニア NISA の創設や年間投資上限額の引き上げが実現し、家計の資産形成に向けた取組みがさらに進められることとなった。また、税務当局における NISA 口座開設手続きの迅速化や、個人番号を用いることで口座開設手続きを簡素化することが検討されているなど、利便性向上への取組みが進められている。今後、取扱金融機関の変更手続きの簡素化や複数口座の開設についても検討を進めるべきである。

また、当研究会では、より本格的に資産形成を促進する制度として、新たに老後の資産形成に向けた自助努力を支援する国民共通の個人型の年金積立金非課税制度である「日本版 IRA」の導入を提案してきた。諸外国の例を見ても、公的年金改革と私的年金拡充は国際的な潮流であると言える。平成 27 年度税制改正により、個人型確定拠出年金の拡充が図られたが、拠出限度額が高くないことや中途脱退が厳格に制限されている等、多くの課題がある。今後、自助努力を支援するとともに、現行の年金制度とは一線を画す形で、NISA 拡充の一環として日本版 IRA の早期実現を目指したい。

表 3 日本版 IRA の概要（例）

項目	内容
目的	● 国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援 ● 個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消 ● 企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応 ● 国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している 3 階部分の年金制度を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置
適用対象者	● 国内に住所を有する個人で、年齢が 20 歳以上 65 歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用
運用方法・ 運用対象商品	● 金融機関に専用の口座を開設 ● 金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品
適用要件	● 5 年以上の管理・運用を行ったうえで、60 歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み ● 上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前 5 年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（ただし、医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く）
課税方法	● 拠出時課税、運用時・給付時非課税の TEE 型（T は課税、E は非課税） ● 個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税
拠出限度額	● 年間 120 万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能
制度導入時期	● 制度導入時期は、NISA の普及状況を見つつ検討
課題	● 現行の 3 階部分の個人単位の年金制度と新制度との関係整理 ● 現行の 3 階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成 ● 年金原資を現在価値で（改めて課税することなく）新制度に移管できる仕組み等、現行制度からの資産移行を円滑に進める方法の検討 ● 当該制度の所管省庁の決定 ● 拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要

（出典：金融税制・番号制度研究会作成）

3.4 給付付き税額控除（勤労税額控除）の実現

わが国の勤労者への支援策を概観すると、勤労できない者は生活保護、失業者で有資格者は失業保険制度という区分けが行われ対応が図られてきた。ところが最近では、第1のセーフティネットである失業保険と最後のセーフティネットである生活保護の間隙に落ちる者、つまり「フルタイムで最低賃金で働いても貧困から脱出できない層」（いわゆるワーキング・プア）への支援の必要性が認識されてきた。職業訓練と生活支援・就労支援をリンクさせた政策で、「第3のセーフティネット」とも称される。ワーキングプア層に、就労等を条件に金銭的支援を行う政策は、勤労税額控除（給付付き税額控除）と呼ばれ、勤労を通じて豊かな生活を送るというワークフェア思想に基づくもので、欧米諸国では一般的に見られるものである。一定所得以上の勤労を条件に、税額控除・給付（実際には現金給付の場合が多い）を与えることによって、労働インセンティブを供与し就業を促進させる政策は、少子化対策にも資するものである。この制度をわが国で導入するにあたっては、世帯所得を把握する必要があるが、その際マイナンバーの活用が必要となる。

現在、消費税の低所得者対策として、住民税非課税世帯に対して自治体から現金給付が行われているが、そのインフラを活用しつつ、勤労税額控除制度の導入が望まれる。

4 金融税制・番号制度研究会メンバー

●座長

森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授
ジャパン・タックス・インスティテュート所長

●委員（順不同）

阿部 泰久	日本経済団体連合会常務理事
大崎 貞和	野村総合研究所 未来創発センター主席研究員
酒井 克彦	中央大学 商学部 教授
山本 秀男	中央大学 大学院戦略経営研究科 教授
鈴木 正朝	新潟大学 法学部 教授
武井 一浩	西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー）
佐藤 修二	岩田合同法律事務所 弁護士
増井 喜一郎	日本証券経済研究所 理事長
松本 昌男	日本証券業協会 政策本部 企画部長
松野 秀人	野村證券 コンプライアンス統括部長
芳谷 剛伸	野村證券 営業企画部 営業企画課 課長
土師 潤	全国銀行協会 金融調査部 次長
福田 英治良	みずほ総合研究所 金融調査部 主席研究員
吉井 一洋	大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
桑村 和典	三井住友信託銀行 業務部 業務企画チーム長
下地 直輝	東京海上日動火災保険 経営企画部 調査企画グループ 次長
野村 亜紀子	野村資本市場研究所 主任研究員
小笠原 泰	明治大学 国際日本学部 教授、NTT データ経営研究所 フェロー

●オブザーバー

日出島 恒夫
浅岡 孝充
栗田 照久
大隅 怜

●事務局

小池 瑠奈 NTT データ経営研究所 コンサルタント
稲葉 由貴子 NTT データ経営研究所 シニアスペシャリスト

5 研究会の開催内容

- | | |
|-------------------------------|--|
| 第 62 回会合
(2015 年 2 月 25 日) | 「年金制度改革の動向について」
「平成 27 年度税制改正大綱について」 |
| 第 63 回会合
(2015 年 3 月 26 日) | 「行政機関の保有する自己の個人情報に関する現行法制上の
取扱いについて」 |
| 第 64 回会合
(2015 年 5 月 12 日) | 「マイナンバー制度の民間利活用」 |
| 第 65 回会合
(2015 年 6 月 24 日) | 「電子申告に関する最新動向と今後の取り組みについて」
「マイナンバー制度の最新動向について」 |
| 第 66 回会合
(2015 年 7 月 28 日) | 「医療健康分野におけるマイナンバー制度の活用可能性と課題
個人番号カードの利用者拡大に向けた取り組み」 |
| 第 67 回会合
(2015 年 10 月 5 日) | 「今年度報告書について」 |

6 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載する場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合はお手数ですが、事務局までご連絡ください。

金融税制・番号制度研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル10階

株式会社NTTデータ経営研究所

公共行政サービスコンサルティングユニット

TEL:03-5213-4295

担当：稲葉 (inabay@keieiken.co.jp)

小池 (koiker@keieiken.co.jp)